

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 福島県青少年健全育成条例第十八条第二項第三号に規定する団体を指定する件 三
- 青少年に有害な図書類として指定する件 三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三
- 土地改良事業計画を変更すること
を適当と決定した件 三
- 保安林の指定を解除する件 三
- 保安林の指定施業要件を変更する
予定である旨の通知をする森林所
有者等の所在が不分明のため当該
通知の内容を掲示する件 三
- 道路の区域を変更する件五件 三

公 告

- 一般競争入札を行う件 三
- 特定非営利活動法人の設立の認証
の申請があった件 三
- 特定非営利活動法人の定款の変更
の認証の申請があった件 三

告 示

福島県告示第五十九号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第二項第三号に規定する知事が指定する団体は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該団体が定める方法は、同表の下欄に掲げるものとする。

平成二十四年二月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

団体の名称	当該団体が定める方法
一般社団法人映像倫理機構	次の標章を、図書類及び包装の表面に印刷し、又は貼り付けることにより表示する。

福島県告示第六十号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成二十四年二月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

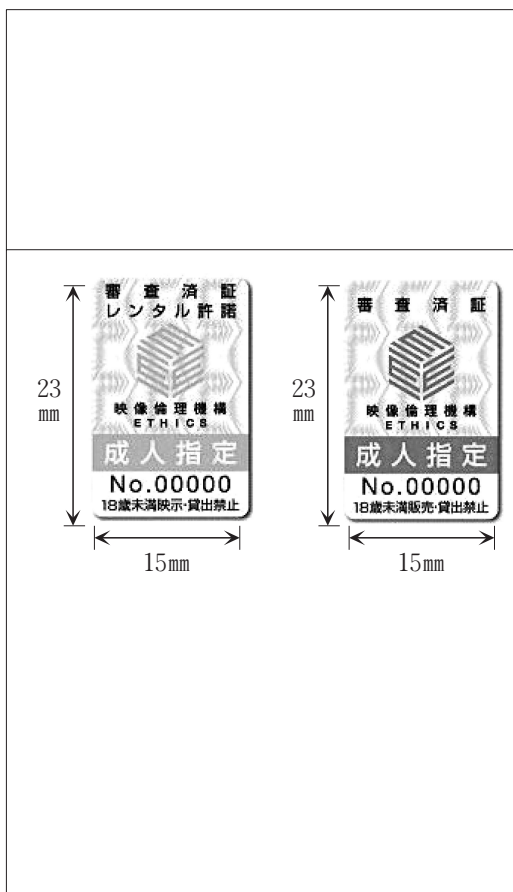
指定番号	種類	名称等	発行者	指定理由
六五四四	雑誌	ENTERTAINMENT NT Dash 2月号 (平成24年版) (02059-02)	株式会社晋遊舎	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、高郷土地改良区から平成二十三年十二月七日付けで申請のあった定款の変更について、平成二十四年二月二日認可した。

平成二十四年二月十日



(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八
条第一項の規定により、二本松市土地改良区が永田原七地区基盤整備促進事業（農道）
に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係
る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十四年二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県知事 佐藤 雄平
（農村計画課）

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年二月十三日から
（二十二日間）
同 年三月五日まで

三 縦覧の場所

二本松市役所

（農村計画課）

福島県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次
のとおり保安林の指定を解除する。
平成二十四年二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町玉山字炭釜一四一の六六五、一四一の六六六

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

農道用地とするため

（森林保全課）

福島県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
三十条の規定により保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方
のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容をいわ
き市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十四年二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 所在の不明な者の氏名
常磐不動産株式会社 小田トキエ
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ
と。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林
の指定施設要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十四年福島県告示
第六十二号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用
する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を
福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県中建設事務所平成二十四年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道須賀 川矢吹線	岩瀬郡鏡石町新町三二 三番地先から 同 郡同 町諏訪町二 八番三地先まで	変更前	A 六・〇	一、〇七八・〇
		変更後	B 一一・〇	一、一一八・〇

（道路計画課）

福島県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県南建設事務所平成二十四年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道石川 矢吹線	西白河郡矢吹町神田西 二二九番地先から 同 郡同 町下宮崎 一一七番三地先まで	変更前	七・八	九八四・〇
		変更後	四三・六	
		変更後	一〇・〇	九八四・〇
			四四・八	

(道路計画課)

福島県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十四年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀 川矢吹線	西白河郡矢吹町白山七 六四番一地从先から 同 郡同 町沢尻四 一 番地先まで	変更前	一〇・〇	二四一・四
		変更後	四四・二	
		変更後	一一・四	二四一・四
			四七・八	

(道路計画課)

福島県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十四年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月十日

平成二十四年二月十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変	敷地の幅員	延 長
-----	-----	------	-------	-----

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浜崎 高野会津 若松線	河沼郡湯川村大字箕川 字館二四番地先から 同 郡同 村大字箕川 字殿田三番地先まで	変更前	四・七	六五三・〇
		変更後	一九・八	
		変更後	一一・四	八四九・〇
			三四・八	
		変更後	一一・四	八四九・〇
			三四・八	

(道路計画課)

福島県告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 富岡線	いわき市川前町下桶売 字萩二七八番地先から 同 市川前町下桶売 字萩八六番三五地先ま で	変更前	五・五	二、一一一・〇
		変更後	三五・八	
		変更後	五・五	二、一一一・〇
			三五・八	
		変更後	B 一四・一	二、〇二〇・〇
			九一・〇	

(道路計画課)

公 告

公告第26号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福

高県規則第17号。以下「財務規則」という。) 第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年2月10日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をすする特定役務の件名及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
 - (2) 調達をすする特定役務の仕様等 共通仕様書及び特記仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
 - (4) 履行場所 特記仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 入札に掛げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。) 第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成24年4月1日に登録を受けていることが事実であること。
 - イ ビル管理法第12条の2第1項第7号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成24年4月1日に当該登録を受けていることが事実であること。
 - ウ ビル管理法第2条第1項に規定する特定建築物又は医療法(昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、平成21年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年3月1日(木) 午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年3月21日(木) 午前9時30分

福島県庁西庁舎12階第2会議室 福島市杉妻町2番16号

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年3月19日(月) 午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成24年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Prefectural Government Office Cleaning Service 1set
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 9:30am..21 March 2012
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:15p.m..19 March 2012
- (4) Contact point for the notice : Facilities Management Division, Archives & Property Management Office, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsunacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan Tel024-521-7080

(施設管理課)

公告第二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年二月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年二月一日

二 名称

NPO法人 b・e・c・o・

三 代表者の氏名

為永 泰之

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市太田町三十三番二十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々が文化的、経済的に豊かな生活を送ることができるよう支援する事業を行い、文化的、経済的に豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年二月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年一月二十七日

二 名称

特定非営利活動法人福島市あらい福祉会

三 代表者の氏名

阿部 ミイ子

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市荒井字横塚三番百三十

五 定款に記載された目的

この法人は、通常の事業所に雇用される事が困難な障害者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の自立生活に必要な支援を行い、地域社会に貢献し、地域福祉の発展に寄与する事を目的とする。

（文化振興課）